

東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎園則の一部改正について

改正理由：主事を園舎長に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 本園に、次の職員を置く。</p> <p>園長 <u>園舎長</u> 副園長 教諭 事務職員</p> <p>〔省略〕</p> <p>(園長等の職務)</p> <p>第5条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>2 <u>園舎長は、当分の間、附属竹早小学校長が兼務し、園長の職務（法令により園長の職務とされているものを除く。）を代理する。</u></p> <p>3 副園長は、園長及び<u>園舎長</u>を助け、命を受けて園務をつかさどり、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。</p> <p>4 副園長は、園長及び<u>園舎長</u>に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この園則は、平成 26年4月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 本園に、次の職員を置く。</p> <p>園長 <u>主事</u> 副園長 教諭 事務職員</p> <p>〔省略〕</p> <p>(園長等の職務)</p> <p>第5条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>2 <u>主事は、当分の間、附属竹早小学校長が兼務し、園長の職務の一部を代理する。</u></p> <p>3 副園長は、園長及び<u>主事</u>を助け、命を受けて園務をつかさどり、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。</p> <p>4 副園長は、園長及び<u>主事</u>に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>〔省略〕</p>